

## 白子町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、白子町職員措置請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和6年5月21日

白子町監査委員 地 引 久 貴

白子町監査委員 大 多 和 秀 一

### 第1 請求人 （白子町在住者）

### 第2 請求の内容

請求人から令和6年3月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和6年4月18日に提出された議会インターネット中継随意契約問題に関する補足意見は以下のとおりである（人名等を伏せて転記）。

（令和6年3月22日白子町職員措置請求書）

#### 第1 請求の趣旨

- 1 白子町長（略）（以下、「町長」という。）は、白子町（以下、「町」という。）に対し、21万2千円を支払え。

#### 第2 請求の原因

##### 1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、町長が令和5年4月1日に締結した白子町議会インターネット中継業務委託について、地方自治法234条2項及び同施行令167条の2第1項（以下、「施行令」という。）7号の規定に基づく随意契約による方法により業務委託契約を締結した（以下、「本件契約」という）。

しかし、本件契約は、施行令の規定に合致せず、地方自治法234条2項に違反する違法な随意契約である。

違法な随意契約により、町は少なくとも21万2千円の損害を被ったから、町長に対し、町へその損害の賠償を求めるものである。

##### 2 施行令7号非該当性

町議会事務局による契約締結に係る起案書によれば、本件契約は、何らの理由なく、「議会中継導入業務を行い時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みである」などとし、本来競争入札に付すべき契約を随意契約の方法により締結した（甲1）。

この点、施行令7号の定める「時価に…」とは、一般的に品質、性能等が

他と比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるときと解される。

そこで本件契約についてみると、3社からの見積書を取得しているものの、その最低価格と最高価格との価格差は15パーセント程度であり、少なくとも“はるかに”有利とはいえない。

また、地方自治体が、契約を一般競争入札ではなく、地方自治法234条2項による随意契約とするには、その要件に「該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解」される（最高裁昭和62年3月20日判決）。

しかし、本件起案書を見ると、施行令7号の適用につき、何らの理由もなく、通常求められる必要な検討がされた形跡もなく、合理的な裁量判断がなされているとは到底言えない。

したがって本件契約は施行令7号には該当せず、競争入札に付すべきであり、本件契約を随意契約とすることは地方自治法234条2項に反し違法である。

### 3 損害額

本件契約が、時価に比して著しく有利であるのであれば、通常本件契約よりも安価な契約は存在しないはずである。とすると、本件契約よりも安価な同種の委託契約が存在すれば少なくともその差額が町の損害額といえる。

そこで、例えば鹿児島県肝付町の同種の予算をみると、議会インターネット映像配信機材保守・運用サポート委託料として97万6千円が計上されており（甲2）、本件契約金額である118万8千円から97万6千円を差し引いた21万2千円が町の損害額といえる。

### 4 結論

以上のとおり、本件契約は地方自治法に反する違法または不当な契約による公金の支出に該当する。

よって、地方自治法第242条1項の規定に基づき、白子町監査委員は、町長に対し、請求の趣旨のとおり損害の補填、および必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

（令和6年4月18日に提出された議会インターネット中継随意契約問題に関する補足意見）

本件措置請求は、地方自治法第234条により、本来競争入札で執行されるべき公共調達が、違法または不当な随意契約によって執行されたことについて監査を求めるものである。

本件は、議会のインターネット中継に係る業務委託の発注につき、地方自治法施行令167条の2第1項7号による「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」として随意契約によって相手

方が選定され契約が締結されている。

しかし、「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に、品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。その基準としては、競争入札に付した場合の「最低制限価格未満」を目安とするとされるところ、本件は、起案書その他添付資料を見る限り、①予定価格すら検討されず、②選定業者が「議会中継導入業務を行」うことのみをもって7号に該当するとし、③見積もり業者選定にあっても不可解な点が伺える。

本来、7号が規定するいわゆる有利随意契約は、①適正な予定価格を設定しており、誰が見てもはるかに有利とする客観的な証明が求められるところ、その証拠類は何らなく3社からの見積もりが比較されているのみである。

また、7号該当性を、選定業者が「議会中継業務を行」うことのみを理由としており、仮にそれを理由に7号随契が適法とされるのであれば、世の中の議会中継取扱い業者すべてが7号に該当することとなり妥当でない。

これらの理由からおよそ「誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる」とは言えず、現に次点見積者と7%ほどしか価格差が認められない。本件契約行為に係る手続きを客観的に見れば、本件契約額では許されない1号随契（少額随意契約）手続きと何ら変わらず、本件随意契約手続きが7号随意契約によって行われることが違法または不当であることは明らかである。

そして、③見積もり業者の選定にあっても、町議会会議録の作成にかかる随意契約の見積書提出者である（略）、（略）、（略）から見積もりを取得しており、町が毎回この3社から見積もりを取得し、毎回（略）が最低価格を提示することは明らかに不自然であり、談合もしくは官製談合が強く疑われる。

この点、白子町随意契約ガイドライン第2では、「見積書の聴取については、競争性を発揮できるよう個々に業者を選定し依頼することとし、契約相手方へ依頼して、他社の見積書を取り寄せるいわゆる「相見積」は官製談合に該当するから厳に禁止する。

また、例年同じ業者から見積もりを聴取し続けることがないよう特に注意すること。」など傍点付きで示されており、正に官製談合を疑わざるを得ない。

本来、このような違法または不当な随意契約は、監査委員の権能として自らが行政監査を実施すべき事項であることから本件請求以外の随意契約についても積極的に監査を実施されたい。

万が一、白子町監査委員が本件監査請求を棄却し、このような入札回避のための理由なき随意契約を認めることになるのだとすれば、白子町の随意契約は事実上無制約なものとなり、監査委員自らがそれを許す結果になりかねない。

したがって、監査委員においては、本件監査結果が、今後の白子町における随意契約の指針となりうることを十分理解したうえ慎重に判断し、例によって結論ありきの請求棄却をしたうえ、傍論として随意契約に対する注意喚起を行

うのみなどとする月並みな監査結果とならぬよう、適切に監査されることを求めるものである。

なお、本件請求は、監査担当部局と被監査担当部局の事務担当者が人的に一致することから、その関係は利益相反にあたり、法の趣旨からすると除斥されるべきとも思える。個人的には、これまでの監査事務局長とのやりとりにおいて、いわゆるお手盛りの監査になるとは俄かに考え難いが、手続き的公正性の観点からも、利益相反が排除されるような仕組みについても検討されるよう一応付言しておく。

### 第3 請求の受理

令和6年3月22日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、3月29日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行について、法及び白子町財務規則（昭和60年規則第4号）等の規定に基づき監査を行う。

#### 2 監査対象部署

議会事務局

#### 3 監査の期間

令和6年3月23日から令和6年5月20日まで

#### 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和6年4月18日及び令和6年4月23日に提出された。

なお、請求人の陳述については、令和6年4月18日に実施した。

#### 5 関係職員の調査

##### （1）関係職員の調査

監査対象部署に關係書類の提出を求め、令和6年4月18日に議会事務局から関係書類の提出があった。

##### （2）調査の要旨

関係書類の確認、精査を行い、本件監査請求に係る違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行について調査する。

### 第5 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 随意契約に係る法令等について

ア 法第234条の規定により、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしている。

イ 法施行令第167条の2の規定により、随意契約によることができる場合が次の第1号から第9号までに限定されている。

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき（別表第五省略）。
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づく規定だが詳細省略。
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定める規定に基づく規定だが詳細省略。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

ウ 白子町財務規則第141条の規定により、随意契約によることができる額は、別表第4に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

別表第4（第141条関係）

随意契約できる予定価格の限度額区分

| 契約の種類 |                | 金額       |
|-------|----------------|----------|
| 1     | 工事又は製造の請負      | 1 3 0 万円 |
| 2     | 財産の買入れ         | 8 0 万円   |
| 3     | 物件の借入れ         | 4 0 万円   |
| 4     | 財産の受払い         | 3 0 万円   |
| 5     | 物件の貸付け         | 3 0 万円   |
| 6     | 前各号に掲げるもの以外のもの | 5 0 万円   |

エ 白子町随意契約ガイドライン（令和6年4月白子町総務課）では、【策定の趣旨】に、「本ガイドラインは、本来地方自治体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、例外事項である地方自治法施行令（昭和22年政

令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項の随意契約を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等の解釈を、客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し町民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針とするため作成したものである。」としている。

(2) 関係書類の確認について

- ア 令和5年度白子町一般会計予算書
- イ 令和5年度肝付町一般会計予算書
- ウ 令和5年度一宮町一般会計予算書
- エ 令和5年度睦沢町一般会計予算書
- オ 本件契約に係る起案書
- カ 本件契約に係る仕様書

2 監査委員の判断

(1) 事務担当者の除斥について

請求人は、「本件請求は、監査担当部局と被監査担当部局の事務担当者が人的に一致することから、その関係は利益相反にあたり、法の趣旨からすると除斥されるべきとも思える。個人的には、これまでの監査事務局長とのやりとりにおいて、いわゆるお手盛りの監査になるとは俄かに考え難いが、手続き的公正性の観点からも、利益相反が排除されるような仕組みについても検討されるよう一応付言しておく。」と主張する。

監査委員の除斥については、法第199条の2で、「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」とされている。

しかしながら、事務担当者の除斥については法令等に特に規定がないため、この主張は採用できない。

(2) 法施行令第167条の2第7号非該当性について

法第234条第1項は、売買、賃借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものと定め、同条第2項で、例外的に、随意契約の方法で契約締結をすることができるかと定めている。

そして、法施行令第167条の2第1項は、このような随意契約の方法により得る場合を限定的に列挙しており、本件では、このうち第7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」に該当するかどうかを確認する。

監査委員としては過去の補助金等の被交付団体に対する監査報告書において、「補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯などが明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の

決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。確定にあたっての判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯などを起案文に明記されたい。」と指摘したにも関わらず、請求人の主張のとおり「本件起案書を見ると、施行令7号の適用につき、何らの理由もなく、通常求められる必要な検討がされた形跡もなく、合理的な裁量判断がなされているとは到底言えない。」状態と見受けられる。

もちろん、予算執行にあたっては、平素から法令等を遵守し適切な判断に務めているのであろうが、本件においては、本件契約の理由を法施行令第167条の2第7号に求めることは認められない。

### (3) 損害額について

請求人は、「本件契約よりも安価な同種の委託契約が存在すれば少なくともその差額が町の損害額といえる。」として、鹿児島県肝付町を例とし、「議会インターネット映像配信機材保守・運用サポート委託料97万6千円と、本件契約金額118万8千円の差額21万2千円が町の損害額といえる。」と主張する。

そこで町の損害額について検討する。

①長生郡町村において、令和5年度に議会インターネット中継業務を実施しているのは、一宮町、睦沢町、白子町の3町であった。令和5年度の予算書を確認したところ、一宮町は152万5千円、睦沢町は118万8千円であり、白子町の業務委託料が他と比較して高額であるとは言えない。

②議会インターネット中継業務等の契約内容や仕様、公表方法等の取扱は各市町村で完全に一致しないので、単純に業務委託料を比較することでは高額と判断することは難しい。

よって、本件契約により町に損害があったとは認められないと判断する。

## 3 結論

以上のとおり、本件契約は法施行令第167条の2第7号にその理由を求めることは合理的ではないと認められるが、その行為の結果、町に明らかに損害が発生しているとは認められないと判断した。

よって、本件請求には理由がないものとして、監査委員の合議によりこれを棄却する。

## 第6 町長に対する監査委員の意見

本件請求における監査の結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて次のとおり意見を述べる。

本件契約については、合理的ではない判断により、法令、規則等において定められた契約における競争性、公正性、透明性等を担保するための規制が順守されていない恐れがあることが認められた。

契約行為にあたっては、関連法規の趣旨、白子町随意契約ガイドラインに沿っ

た適正な事務処理の重要性を再認識すること。

以上